

区内事業所に勤務する介護職員の資格取得を支援

豊島区介護福祉士資格取得費用一部助成のご案内

令和 8 年度

1. 助成対象者

次に掲げる（1）～（3）の要件をすべて満たす方です。

(1) 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受け介護福祉士登録証の交付を受けた方であること。

(2) 以下に掲げる①又は②の要件を満たしている方であること。

① 介護福祉士登録日前から豊島区内の介護サービス事業所で就労しており、下記すべての要件を満たす方

1. 介護福祉士登録証に記載された登録日以前から介護職員として就労している豊島区内の介護サービス事業所において、登録日の翌日から現在まで連続して3か月以上、同事業所に在籍している。
2. 登録日の翌日から現在まで、実際に介護の業務に従事した日数が45日以上ある。

② 介護福祉士登録日後から豊島区内の介護サービス事業所で就労を開始し、下記すべての要件を満たす方

1. 介護福祉士登録証に記載された登録日から3か月以内に介護職員として豊島区内の介護サービス事業所で就労を開始した。
2. その就労開始日から現在まで連続して3か月以上、同事業所に在籍している。
3. 登録日の翌日から現在まで、実際に介護の業務に従事した日数が45日以上ある。

※在籍日数と従事日数に関する要件について、事業所の休廃止等、本人都合以外でやむを得ず要件を満たせなくなった場合は、当該事業所を離職してから3か月以内に担当までご相談ください。

(3) 介護福祉士試験に係る受験手数料および介護福祉士の登録に係る手数料の助成について、他の助成を受けていない方。

※上記に記載した介護サービス事業所とは、以下に記載したサービスを提供する事業所又は施設に限ります。

介護保険法第8条に定める、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型サービス、及び、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院。

※介護サービス事業所に派遣で就労していた期間は対象外となります。

2. 助成金額

(1)助成対象経費

介護福祉士試験に係る受験手数料および介護福祉士の登録に係る手数料の合計額であって、助成対象者が支払った額（試験対策講座や登録免許税の費用は助成の対象になりません。）

(2)助成金額 … 本人が負担した受験受験手数料および介護福祉士の登録に係る手数料の合計額

3. 申請受付期間

●令和8年4月1日～令和9年3月5日

※予算額に達した時点で受付を終了します。

※申請期限は、助成対象者の要件を満たした日の属する月の翌月から6か月以内です。

4. 申請方法等

(1) 豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）を豊島区ホームページからダウンロードし、上部の申請内容を記入してください。記入方法は右記記入例をご参照ください。

(2) 豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）下部の事業者証明欄に、事業所による記入と押印を受けてください。記入方法は右記記入例をご参照ください。

※記入の際、申請書右上の日付が下段の事業者証明欄の証明年月日より前の日付にならないよう注意してください。

(3) 下記添付書類を介護保険課 LoGo フォームに添付し申請してください。

添付書類に不備があった場合、お電話でご連絡いたします。

* 申請書は介護保険課窓口でも配布しています。



◆◆ 添付書類

下記書類を漏れなく提出してください。

- ① 豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書
- ② 介護福祉士国家試験合格証書の写し
- ③ 介護福祉士登録証の写し
- ④ 介護福祉士国家試験の受験票（両面の写し）または受験手数料の領収書（写し）
- ⑤ 介護福祉士資格登録手数料の領収書（写し）* 支払い明細がわかるもの
- ⑥ 申請書に記入した振込口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写し）

◆◆ 注意事項

- ◆ 受験手数料と資格登録手数料の領収書原本は、必ず保管しておいてください。なお、クレジットカードで支払った場合には、クレジットカードの利用明細書を併せてご提出ください。また、必要に応じてカード名義、支払回数等を確認させていただく場合があります。
- ◆ 5万円以上の領収書には、収入印紙の添付が必要な場合があります。

5. 助成金の交付

申請者に対して交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。その後、交付決定通知書をお送りした方については、指定した口座に助成金を振り込みます。

記入例

豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付申請書兼請求書

令和8年 7月 3日

豊島区長

豊島区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後、決定金額を下記の口座にお振り込みください。

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

申請者	住所	〒170-0000 豊島区 南池袋 ○-○-○	電話番号 (日中連絡の取れる番号を記載)	
	氏名	豊島 ななまる		123 - 4567 - 8900
内容	申請する経費	介護福祉士資格取得	18,380	円
		介護福祉士資格更新	3,320	円
		介護福祉士資格登録料	21,700	円
	介護福祉士資格登録日	令和8年 3月 31日		本人名義の口座に限ります。
振込口座	銀行 信用金庫	○○	○○	支店
	口座番号	1234567	口座名義 (カナ) ※本人名義の口座に限る	トシマ ナナマル

【添付書類】

- 介護福祉士国家試験合格証書 (写し)
- 介護福祉士登録証 (写し)
- 振込口座の確認できる書類 (通帳やキャッシュカードの写し)
- 介護福祉士資格登録手数料の領収書 (写し)
- 介護福祉士国家試験受験手数料の領収書の写しまたは領収証相当のもの (受験票の写し)

枠内は事業者の方が記入してください。

証明年月日 令和8年 7月 1日

事業者証明欄

豊島区長

事業者 所在地
法人名
代表者

事業者の所在地、法人名、代表者を記入のうえ、事業者印を押してください



下記のとおり、当事業所において、上記申請者を介護職員として現在まで雇用していることを証明します。

- 雇用開始日 令和8年 4月 1日
- 資格登録日の翌日以降、雇用開始日から在籍期間が3か月を超えた日 令和8年 7月 1日
- 資格登録日の翌日以降、雇用開始日から従事日数が45日を超えた日 令和8年 6月 8日

事業所先	事業所名	○○介護事業所	電話番号	12-3456-7890
	所在地	豊島区 東池袋 ○-○-○ △ビル	問合わせする際の担当者と連絡先を記入ください。	
担当者		○○	連絡先 電話番号	

6. よくある問い合わせ

Q 1 豊島区民ではないのですが、申請できますか？

A 1 豊島区内の介護サービス事業所にお勤めであれば、豊島区外にお住まいの方も申請できます。

Q 2 豊島区民で豊島区外の介護サービス事業所に就労していますが、対象となりますか？

A 2 対象外です。事業所所在地の区市町村で同様の助成が行われているかを確認いただき、事業所所在地の区市町村が実施する助成を利用ください。

Q 3 他の助成を受けている場合は対象外とのことですが、受験手数料の一部のみ助成を受けている場合は、残りの自己負担部分について助成対象としてもらえますか？

A 3 一部であっても既に他の助成を受けている場合は対象となりません。

Q 4 介護福祉士の登録にあたり、登録免許税がかかりました。助成対象になりますか？

A 4 登録免許税は補助の対象となりません。

Q 5 介護福祉士試験に係る受験手数料または、介護福祉士の登録に係る手数料のどちらかのみ申請も可能ですか？

A 5 可能です。

Q 6 領収書を紛失してしまいました。

A 6 領収書発行機関に相談の上、領収書相当の書類を提出してください。

Q 7 領収書の宛名が助成金申請者と異なる場合も有効ですか？

A 7 領収書の宛名と助成金申請者が一致している場合のみ有効です。下記問合せ先までご相談ください。

Q 8 事業所に受験手数料と登録手数料を立て替えてもらいました。振込先を事業所にできますか？

A 8 申請者本人（資格登録者本人）の口座への振込のみとなっております。下記問合せ先までご相談ください。

申請先・問合せ先

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1

電話番号：03-3981-1942

豊島区役所 介護保険課 管理グループ

※窓口受付：月～金 8:30～17:00（土日祝日、年末年始除く）

<https://www.city.toshima.lg.jp/193/kenko/kaigo/2204041625.html>

申請書等ダウンロードはこちら

